

平成 31 年 1 月 30 日

剣道用具に関する試合審判規則等の改正についての委員会声明

一般財団法人 全日本剣道連盟
竹刀及び剣道具安全性検討特別小委員会

一般財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）では、このほど、竹刀及び剣道具（以下「剣道用具」という。）の安全性や公平性に関して、規則等の改正を行うこととしました。

本件は、近年、試合等において、竹刀の操作性を高めるため、体感重量を軽くすることを目的とし、竹刀先端部から物打部にかけて著しく細く削る改造事例が多くみられたことに端を発しています。

こうした改造は、竹刀を折れやすくし、剣道における危険性を増すものであり、全剣連として看過できるものではありませんでした。また、この改造は、剣の理法に反するとともに、安全性のみならず、試合の公平性にも大きな問題を生じさせました。

さらに、動きやすくするため、面ぶとん部や小手ぶとん部、剣道着の袖を短くする事例も散見されました。これらも、前腕部・上腕部、肩関節や肘関節の安全性に問題が生じるとともに、打突部位を小さくすることにより公平性にも疑義を生じさせておりました。

こうした行為は、別の観点からみると、規則の隙間を利用した姑息な意図によるものにとらえることもでき、全剣連としては容認できませんでした。

このため、全剣連では「竹刀及び剣道具安全性検討特別小委員会」を立ち上げ、竹刀、剣道具及び剣道着について、安全性や公平性の観点から検討を行い、今回の結論に至ったものです。

今回の規則等の改正は、全剣連主催の試合で適用されるものでありますが、各審査会等でもその趣旨が浸透するように努めていく所存であり、また、都道府県剣道連盟や関係組織団体主催の大会、審査会その他、あるいは日常の稽古への波及を強く期待しているところです。剣道人の皆様にあつては、今般の改正趣旨に鑑み、日ごろから、より安全で公平な剣道用具の使用を心がけるようお願い申し上げます。

以上